

議題 3 福津市避難計画の修正について

1. 諮問

福津市避難計画について（諮問）

2. 福津市避難計画（案）

- ・ 修正概要
- ・ 福津市避難計画 素案
- ・ 新旧対照表

8 福危第 3 9 1 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

福津市防災会議 会長 様

福津市長 福 井 崇 郎



福津市避難計画について（諮問）

現行の福津市避難計画は、水害・土砂災害を中心に構成されており、地震・津波に関する避難行動基準が未整備となっています。

全国的に地震・津波災害が多発している状況を踏まえ、市民の安全確保のため、地震発生時の避難者数や避難先の想定、津波発生時の対応時における基本方針や緊急避難場所についてなど、新たに避難計画に盛り込む必要が生じています。

つきましては、福津市地域防災計画等の既存計画との整合性を図りながら、福津市避難計画を改定するにあたり、貴会議の意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

ご検討にあたりましては、地震及び津波に対応した避難場所や津波避難対象地域及び緊急避難場所の設定の妥当性のほか、避難計画の実効性向上に必要な事項について、幅広くご審議いただきますようお願い申し上げます。

令和8年度 福津市避難計画の修正の概要

1 修正の目的

「福津市避難計画」は、市内において洪水による浸水や土砂災害が予想されるときに、市民の生命及び身体の安全を確保するための避難所に安全に避難することができるよう、あらかじめ避難者数を想定し、避難先の検討を行ったものである。

今回の修正は、主として、地震及び津波に関する避難計画の追加及び令和9年 月での時点修正を行うもの。

2 修正の概要

- ① 福岡県が令和7年9月に公表した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」にて公表された本市への被害想定に基づく、地震発生時の避難計画の新設

- ・想定避難者を 7, 100 人と設定（冬 18 時・強風）【P13】

- そのうち、6 割（4,260 人）が避難所避難と想定

- ・福津市の全人口から各行政区別に居住する市民の割合を算出し、各行政区別の想定避難者を算出【P14】

- ・行政区内での避難を基本として避難先を設定。ただし、各行政区の人数に比して、避難所の収容人数が少ない行政区については、行政区内にある避難所に収容できない避難者について近隣行政区への避難を計画【P15】

- ②津波発生時の避難計画を新設

- ・津波発生時の基本方針を設定【P16】

- ・避難対象地域については、市内沿岸部を基本として設定【P16】

- 細部地域については、P16の表に記載

福津市避難計画(案)

令和 9 年 月

福 津 市

目 次

1. はじめに	
1-1 はじめに	1
1-2 避難の流れと避難計画の範囲	1
2. 風水害時の避難計画の検討	
2-1 避難計画の検討フロー	2
2-2 避難対象地域の設定	3
2-3 想定避難者数の設定	4
2-4 避難可能範囲の確認	9
3. 風水害時の避難計画	
3-1 行政区別の避難先	10
4. 地震発生時の避難計画の検討	13
4-1 想定避難者の設定	13
4-2 避難可能範囲の設定	13
5. 地震発生時の避難計画	14
5-1 行政区別の想定避難者数	14
5-2 行政区別の避難先	14
6. 津波発生時の避難計画	16
6-1 基本方針	16
6-2 避難対象地域	16
6-3 避難指示等の判断と発令	16
6-4 避難誘導	16
6-5 避難誘導従事者の安全確保	16



1 はじめに

1-1 避難計画の位置付け

東日本大震災や紀伊半島豪雨災害では、大津波や記録的な豪雨により、大変多くの方が避難できず、また、避難した先で被害に遭われた方も少なくなく、住民が事前に災害の被害想定を知り、自ら避難方法を検討し、いかに早く避難することができるかということが重要であると再認識され、また、命を守る避難所の安全性が問われ、災害に強い防災拠点が必要であることが認識された。その後でも能登半島地震、熊本地震、九州北部豪雨災害等の大規模災害が発生しており、これらの大規模災害を踏まえ、国においては災害対策基本法の改正、防災基本計画の見直しが行われている。

以上のことを踏まえ、本計画は、市内において各種災害の発生が予想されるときに、市民の生命及び身体の安全を確保するための避難所に安全に避難することができるよう、あらかじめ避難者数を想定し、避難先の検討を行ったものである。

1-2 避難の流れと避難計画の範囲

避難とは、市が発表する高齢者等避難や避難指示に従い、あらかじめ決められている指定一般避難所等へ避難を行うことである。

避難の流れについては、災害発生又はそのおそれがある場合に、市は災害対策本部等の設置、避難指示等を発令し、これらの情報や住民の判断に基づき、指定一般避難所等へ住民が避難することとなる。避難が長期化する場合には、指定避難所の運営が行われる。また、高齢者等避難により、住民が主体的に避難する自主避難が行われる場合も想定されるが、いずれも指定一般避難所等へ避難する行動がとられる。本計画の範囲は、住民の避難に関わる事項を対象としており、図-1.1に示す赤枠の範囲を直接的な対象とする。

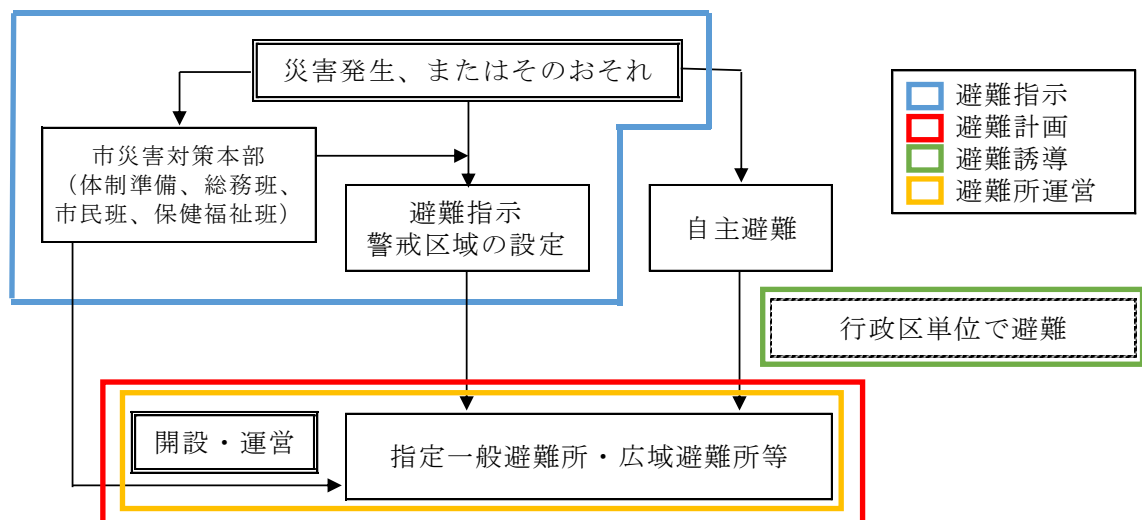


図-1.1 避難の流れと避難計画の範囲

2 風水害時の避難計画の検討

2-1 避難計画の検討フロー

避難計画の検討フローは、図-2.1に示すとおりである。

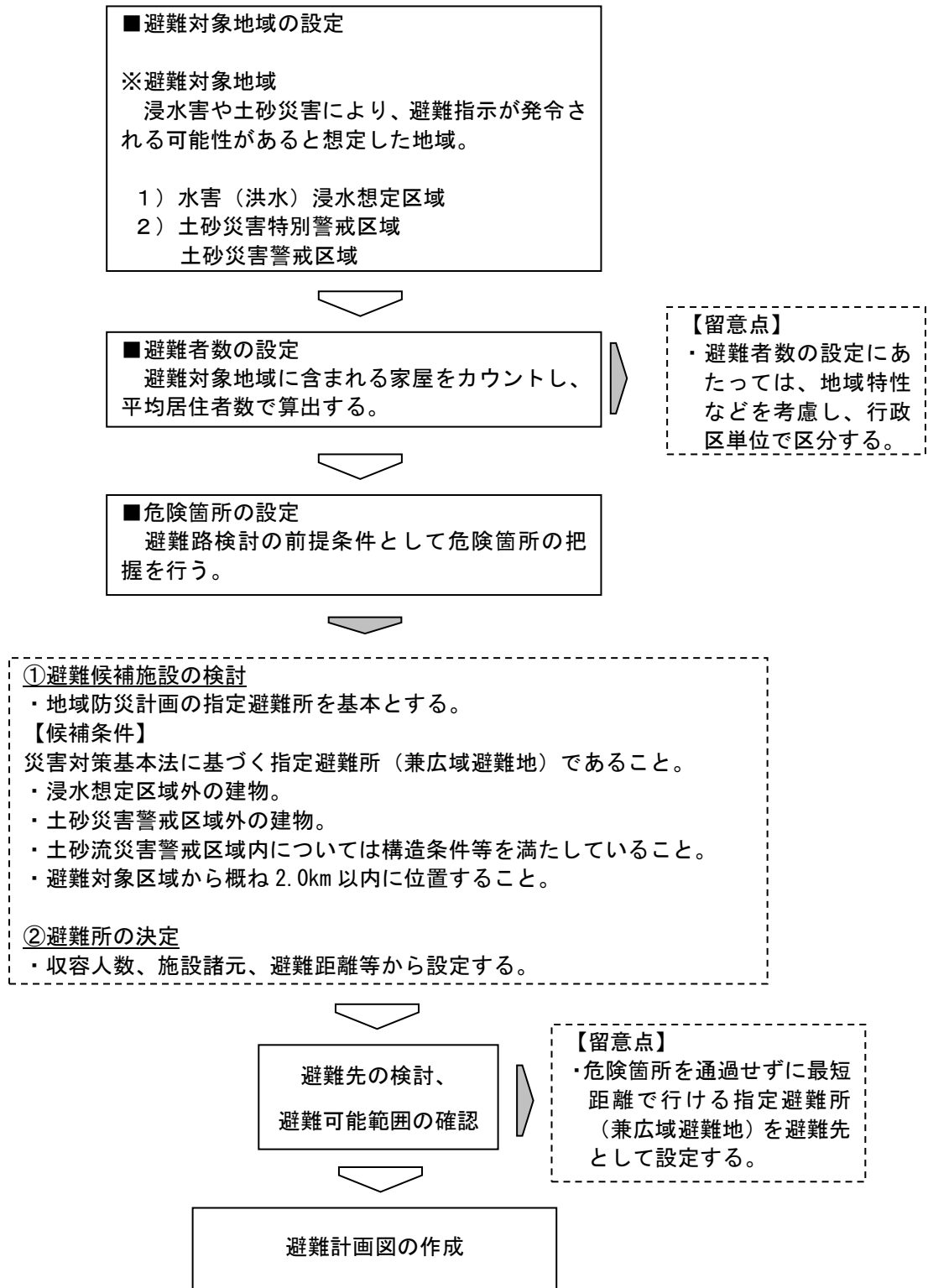


図-2.1 風水害における避難計画の検討フロー

2-2 避難対象地域の設定

指定避難所等へ避難する地域は、水害（洪水）及び土砂災害別に次の区域を避難対象地域として設定する。

1) 水害（洪水）浸水想定区域

水害（洪水）に関しては、西郷川と手光今川（宮司地区）の浸水想定区域にかかる範囲を避難対象地域とする。

2) 土砂災害警戒区域等

避難指示は、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁：5km メッシュ）や福岡県土砂災害危険度情報（1km、5km メッシュ）を参照し、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を対象に発令することから、これらの区域を避難対象地域とする。

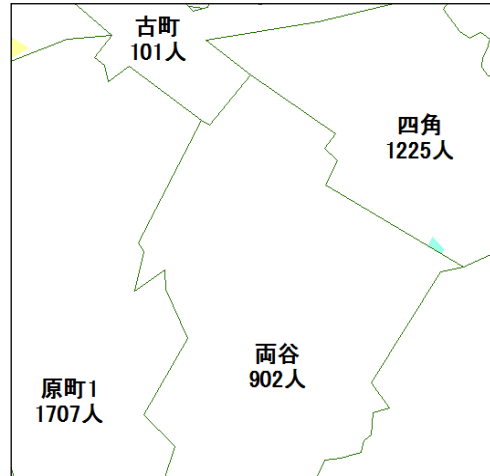
2-3 想定避難者数の設定

想定避難者数は、避難対象地域の住民を以下の手順で集計することにより設定する。

表-2.1 想定避難者数の設定手順

①原典資料について

人口データは、「行政区別年齢別人口」（平成 26 年 9 月時点）の区域と人数を使用する。
建物データは、都市計画基礎調査（平成 24 年度成果）の建物データを使用する。

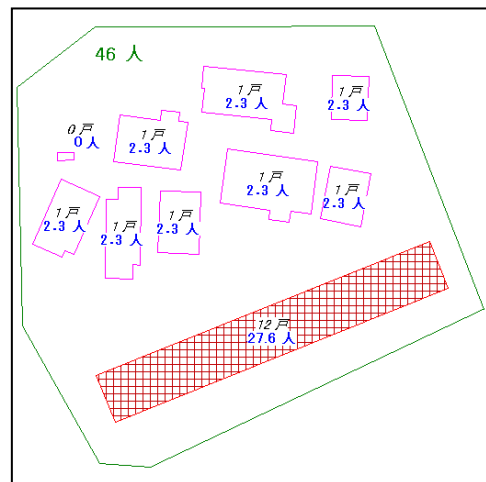


②行政区の人口の建物への配分と考え方

想定避難者数（避難対象地域の人口）を求める場合、避難対象地域内の人が住む建物（住居）の戸数を数える。戸数を使用することで、人口密度を加味した想定避難者数の算出を行う。

右図は、1つの行政区を拡大した図（例）である。行政区の人数は 46 人で、集合住宅（12 戸）1 棟、戸建て 8 棟、倉庫 1 棟が所属している。このときの 1 戸当たりの人数は $46 \text{ 人} \div (12 \text{ 戸} + 1 \text{ 戸} \times 8) = 2.3 \text{ 人/戸}$ となり、戸建ての 1 棟当たりの人口は 2.3 人、集合住宅の人口は $2.3 \text{ 人} \times 12 \text{ 戸} = 27.6 \text{ 人}$ となる。

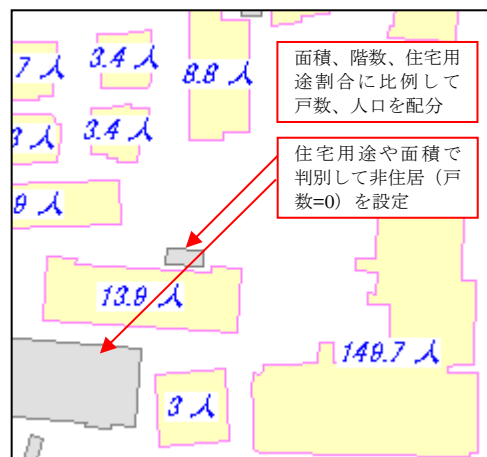
※補足 人口データには世帯と人口があり、人口/世帯で建物 1 棟当たりの人口を予測できる。しかし、店舗、空き家等があると、住居でない建物を集計する為、集計した人口は行政区の人口と一致しない。



③住居への戸数の設定

商業施設、学校等は人口の配分から除外する。そのため、都市計画基礎調査の建物用途の情報を使って選別し、対象から除外（戸数を 0 に設定）する。さらに、面積 40 m²未満の建物は倉庫として扱い、戸数を 0 に設定する。また、集合住宅等には複数世帯分の人口（複数の戸数）を配分する必要がある。ただし、戸数等の情報がないので、住宅用途の面積に比例して戸数を設定する。

住宅用途の面積は、建物面積×階数×住宅用途割合で求めることとする。住宅用途割合は、都市計画基礎調査の建物用途の情報を使って判断するが、専用住宅のとき 100%、併用住宅のとき階数に応じて設定する。具体的には、平屋のときは 50%、2 階以上のときは 1 階が住宅以外と仮定する。例えば、3 階建ての併用住宅は 1 階が店舗等と仮定し、住宅用途割合は 2/3 となる。



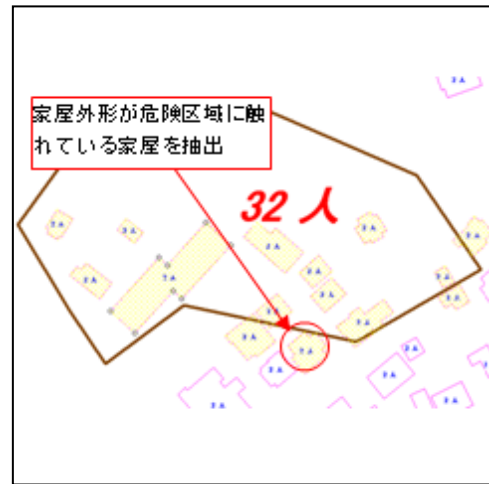
④想定避難者数の集計

避難対象地域に少しでも触れる建物を抽出し、建物に配分された人口を集計する。

ただし、土砂災害特別警戒区域による地域は、周辺の住民を含む為、一割の人口を加算する。また、浸水想定区域、水害被害による地域のうち、浸水深が3.0m未満の区域においては、2階以上の住居の住民は集計しない。

集計途中の人口（建物に配分した人口）は小数点を含み、集計した段階で小数点以下を切り上げる。

※補足 想定避難者数は最終的に行政区ごとにまとめる。災害種別が重複する箇所は、優先順位を、土砂災害＞浸水想定区域＞内水被害とし、想定避難者数が重複して集計されないようにする。



また、市の行政区別人口統計表に基づき、行政区毎の人口及び世帯数から世帯当たりの平均人数を算出することで、想定避難者数から想定避難世帯数の算出を行う。

行政区毎の想定避難者数及び世帯数は次頁以降に示すとおりである。

表-2.2 行政区別の想定避難者数

■1.勝浦地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
勝浦	塩浜	1.特別警戒区域	1	1
		2.警戒区域	1	3
	桂	2.警戒区域	16	42
	勝浦浜	2.警戒区域	1	1
	奴山	1.特別警戒区域	3	5
		2.警戒区域	62	137
集計			84	189

■2.津屋崎地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
津屋崎	在自	1.特別警戒区域	1	4
		2.警戒区域	60	157
	生家	2.警戒区域	12	27
	大石	1.特別警戒区域	2	7
		2.警戒区域	17	53
	渡	1.特別警戒区域	8	17
		2.警戒区域	1	2
	梅津	1.特別警戒区域	3	8
2.警戒区域		5	13	
集計			109	288

■3.宮司地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
宮司	宮司 1	1.特別警戒区域	2	6
		2.警戒区域	3	7
	宮司 2	1.特別警戒区域	1	2
		3 浸水想定区域	138	317
	宮司 3	2.警戒区域	7	17
		3 浸水想定区域	80	183
	宮司西区	3 浸水想定区域	1	2
	宮司団地	1.特別警戒区域	3	6
		2.警戒区域	37	81
	星ヶ丘	1.特別警戒区域	5	12
2.警戒区域		13	30	
集計			290	663

■ 4.神興地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
神興	冠	1.特別警戒区域	1	2
		2.警戒区域	5	12
	光陽台 4	2.警戒区域	6	13
	光陽台 6	1.特別警戒区域	1	3
		2.警戒区域	6	15
	手光	1.特別警戒区域	19	43
		2.警戒区域	35	81
	小竹	1.特別警戒区域	10	27
		2.警戒区域	46	116
	東福間 10	2.警戒区域	7	18
	東福間 11	2.警戒区域	5	10
	東福間 3	2.警戒区域	7	16
	東福間 5	1.特別警戒区域	6	15
		2.警戒区域	5	11
	東福間 8	2.警戒区域	22	50
	東福間 9	1.特別警戒区域	7	14
2.警戒区域		6	15	
集計			194	461

■ 5.神興東地区

神興東地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
神興東	久末	1.特別警戒区域	2	5
	若木台 6	2.警戒区域	3	8
	津丸	1.特別警戒区域	5	9
		2.警戒区域	5	10
	通り堂	1.特別警戒区域	3	7
		2.警戒区域	6	15
	八並	1.特別警戒区域	19	47
2.警戒区域		36	99	
集計			79	200

■ 6.福間地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
福間	花見 2	3.浸水想定区域	23	51
	大和町 1	1.特別警戒区域	1	3
		2.警戒区域	3	5
	大和町 2	2.警戒区域	5	9
	南町	3.浸水想定区域	29	67
集計			61	135

■7.福間南地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
福間南	花見 3	3.浸水想定区域	6	8
	花見 4	3.浸水想定区域	148	211
	原町 1	1.特別警戒区域	3	8
		2.警戒区域	54	131
	原町 2	1.特別警戒区域	1	1
	原町 3	1.特別警戒区域	1	2
		2.警戒区域	24	52
	光陽台 2	1.特別警戒区域	1	2
		2.警戒区域	2	5
	光陽台 3	2.警戒区域	3	8
	四角	1.特別警戒区域	6	15
		2.警戒区域	3	7
3.浸水想定区域		1	2	
集計			253	452

■8.上西郷地区

郷づくり地区	行政区	分類	世帯	人口
上西郷	畦町	1.特別警戒区域	9	23
		2.警戒区域	26	65
		3.浸水想定区域	5	12
	舍利蔵	1.特別警戒区域	4	8
		2.警戒区域	13	28
	上西郷	1.特別警戒区域	19	43
		2.警戒区域	18	39
		3.浸水想定区域	4	11
	内殿	1.特別警戒区域	21	60
		2.警戒区域	52	138
	本木	1.特別警戒区域	15	43
		2.警戒区域	16	41
集計			202	511

市全域の想定避難者数は、表-2.3 に示すとおりである。

表-2.3 市全域の想定避難者数

分類		世帯	人口
土砂災害	1.特別警戒区域	183	448
	2.警戒区域	654	1,587
3.浸水想定区域		435	864
合計		1,272	2,899

2-4 避難可能範囲の確認

移動手段は徒歩を原則とするが、風水害に関しては早い段階から情報が提供されるため、地域での合意形成を基本に車の利用も考慮する。

ただし、車を利用した避難は交通渋滞、人的被害の拡大、放置車の流出が流木などとともにダム化して被害を大きくしたこと、救急救援活動の妨げになったことを教訓に、留意することが必要である。

避難距離は、概ね2.0km以内とする。これは、降雨の中での避難を考慮するとともに、老人単独歩行速度と群集歩行速度である秒速1.0m（分速60m）を目安に設定している。この場合、2.0km離れた避難施設への移動に要する時間は、概ね30分となる。避難距離が2.0km以遠の箇所については、危険箇所を通過せずに最短距離で行ける指定一般避難所（兼広域避難地）を避難先として設定する。

表-2.5 歩行者と歩行速度

歩行者		歩行速度	備考
老人単独歩行(自由歩行)		1.1m/秒	俵元吉 1976 による
ベビーカーを押している人(自由歩行)		0.9m/秒	同上
群集歩行		1.1～1.2m/秒	東京都市群交通計画委員会
自力のみで行動 できにくい人	重傷者、障害者等	水平 0.8m/秒	堀内三郎 1972
		階段 0.4m/秒	
	位置、経路に慣れていない人	水平 1.0m/秒	
		階段 0.5m/秒	
身障者等の歩行 速度	C1	1.2m/秒	日本建築学会 1980
	C2	0.44m/秒	

3 風水害時の避難計画

3-1 行政区別の避難先

風水害時の避難計画について、郷づくり地区別の避難先フローを以下に示す。

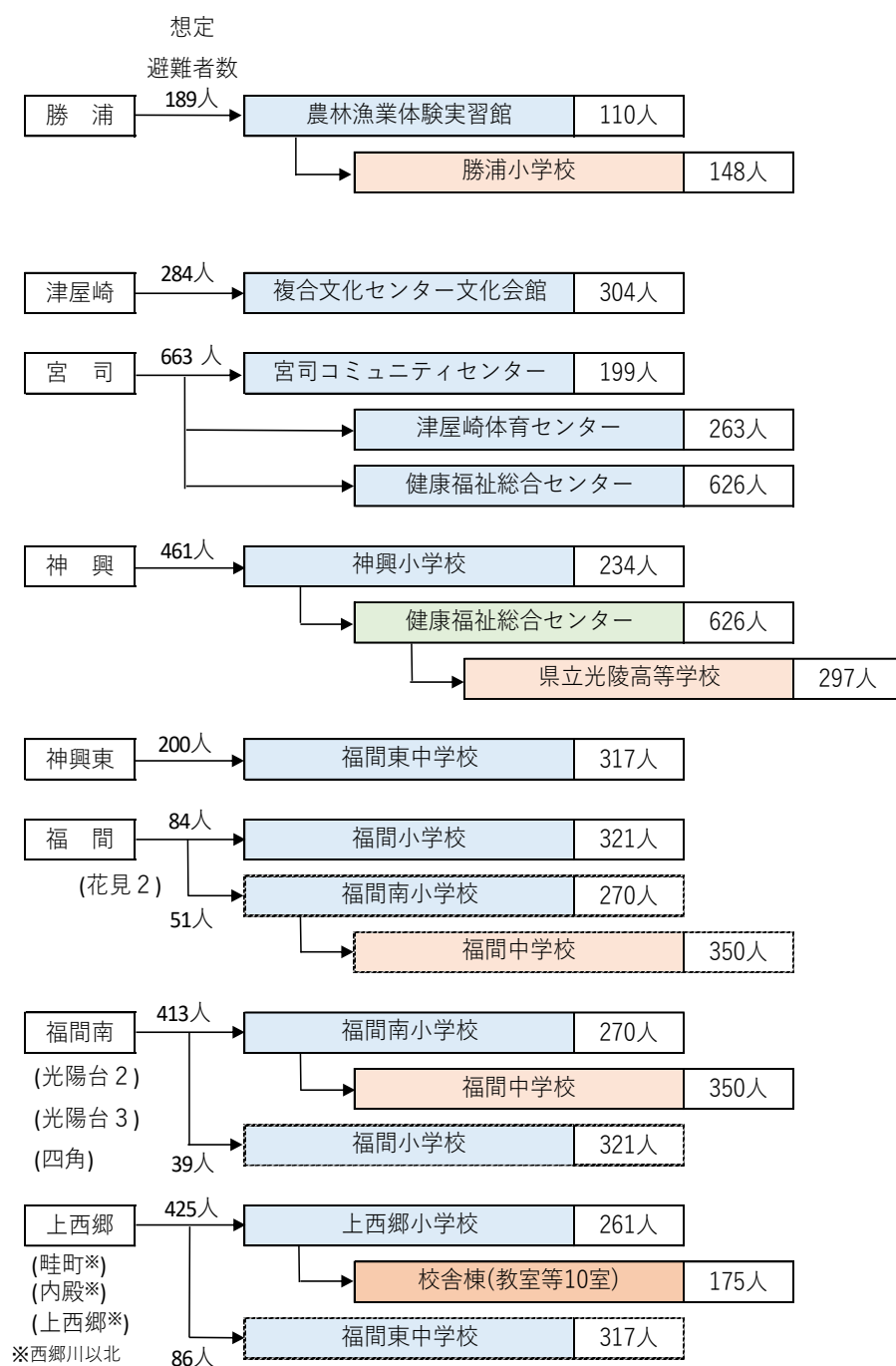


表-3.1 郷づくり地区別 避難先フロー

また、具体的な避難計画を検討するにあたっての基本的な考え方と行政区別の想定避難者数を踏まえた各避難先の収容性評価、避難計画案を次頁に示す。

基本的な考え方 郷づくり地区内での避難を原則とするが、市民は市内全域の避難所を利用できる。

郷づくり地区	行政区	警戒区域等	想定避難者数		指定緊急避難場所			収容性評価			検討方策と課題			避難計画案	備 考
			区域別 (人)	計 (人)	施設名称	収容可能面積 (㎡)	収容可能人数 (3.0㎡/人)	収容人数合計 (人)	判定	不足数 (人)	1. 収容可能人数の割増し	2. 郷づくり地区内の 指定避難所を利用	3. 他の郷づくり地区内の 指定緊急避難場所を利用		
勝浦	塩浜	1. 特別警戒区域	1	189	農林漁業体験実習館 「あんずの里」	332	110	110	△	79	【別の部屋を利用する場合】 ・直売所棟 →商品棚等があるため、収容面積の確保および運営管理上に難あり	【候補施設】 ・勝浦小学校 (収容可能人数:148人) →指定緊急避難場所から近いため、移動は容易		【避難指示段階】 農林漁業体験実習館「あんずの里」を開設、避難 ↓ 【避難者数が収容可能人数の7割(77人)を超えた場合】 指定一般避難所である勝浦小学校を追加開設、避難	
		2. 警戒区域	3												
		3. 浸水想定区域													
	桂	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	42												
		3. 浸水想定区域													
	勝浦浜	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	1												
		3. 浸水想定区域													
	奴山	1. 特別警戒区域	5												
		2. 警戒区域	137												
		3. 浸水想定区域													
津屋崎	在自	1. 特別警戒区域	2	284	複合文化センター 文化会館「カメラホール」	914	304	284	○	OK	—	—	—	【避難指示段階】 複合文化センター文化会館「カメラホール」を開設、避難	
		2. 警戒区域	155												
		3. 浸水想定区域													
	生家	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	27												
		3. 浸水想定区域													
	大石	1. 特別警戒区域	7												
		2. 警戒区域	53												
		3. 浸水想定区域													
	渡	1. 特別警戒区域	17												
		2. 警戒区域	2												
		3. 浸水想定区域													
	梅津	1. 特別警戒区域	8												
		2. 警戒区域	13												
		3. 浸水想定区域													
宮司	宮司1	1. 特別警戒区域	6	663	宮司コミュニティセンター	597	199	199	△	464	—	【候補施設】 津屋崎体育センター 健康福祉総合センター「ふくとびあ」	—	【避難指示段階】 宮司コミュニティセンターを開設、避難 ↓ 【避難者数が収容可能人数の7割(139人)を超えた場合、 指定一般避難所である津屋崎体育センター又は、指定緊急避難場所である健康福祉総合センター「ふくとびあ」へ避難	
		2. 警戒区域	7												
		3. 浸水想定区域													
	宮司2	1. 特別警戒区域	2												
		2. 警戒区域													
		3. 浸水想定区域	317												
	宮司3	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	17												
		3. 浸水想定区域	183												
	宮司西区	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域													
		3. 浸水想定区域	2												
	宮司団地	1. 特別警戒区域	6												
		2. 警戒区域	81												
		3. 浸水想定区域													
	星ヶ丘	1. 特別警戒区域	12												
		2. 警戒区域	30												
		3. 浸水想定区域													
神興	光陽台4	1. 特別警戒区域		461	神興小学校	704	234	234	△	227	【別の部屋を利用する場合】 ・校舎棟 →不足分227人収容のため、教室14室が必要 227÷17＝13.35 教室1室当たり面積 75㎡×0.7＝52㎡ 教室1室当たり収容可能人数 52㎡÷3＝17人	【候補施設】 ・健康福祉総合センター「ふくとびあ」 (収容可能人数:626人) →指定緊急避難場所から比較的近い ため、移動は可能 →避難準備情報段階から開設されているため、新たに受け入れ準備をする必要がない		【避難指示段階】 神興小学校を開設、避難 ↓ 【避難者数が収容可能人数の7割(163人)を超えた場合】 指定緊急避難場所である健康福祉総合センター「ふくとびあ」へ避難	
		2. 警戒区域	13												
		3. 浸水想定区域													
	光陽台6	1. 特別警戒区域	3												
		2. 警戒区域	15												
		3. 浸水想定区域													
	手光	1. 特別警戒区域	43												
		2. 警戒区域	81												
		3. 浸水想定区域													
	冠	1. 特別警戒区域	2												
		2. 警戒区域	12												
		3. 浸水想定区域													
	小竹	1. 特別警戒区域	27												
		2. 警戒区域	116												
		3. 浸水想定区域													
	東福間10	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	18												
		3. 浸水想定区域													
	東福間11	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	10												
		3. 浸水想定区域													
	東福間3	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	16												
		3. 浸水想定区域													
	東福間5	1. 特別警戒区域	15												
		2. 警戒区域	11												
		3. 浸水想定区域													
	東福間8	1. 特別警戒区域													
		2. 警戒区域	50												
		3. 浸水想定区域													
	東福間9	1. 特別警戒区域	14												
		2. 警戒区域	15												
		3. 浸水想定区域													

郷づくり地区	行政区	警戒区域等	想定避難者数		指定緊急避難場所			収容性評価			検討方策と課題			避難計画案	備 考	
			区域別 (人)	計 (人)	施設名称	収容可能面積 (㎡)	収容可能人数 (2.0㎡/人)	収容人数合計 (人)	判定	不足数 (人)	1. 収容可能人数の割増し	2. 郷づくり地区内の 指定避難所を利用	3. 他の郷づくり地区内の 指定緊急避難場所を利用			
神興東	久末	1. 特別警戒区域	5	200	福間東中学校	952	317	286	○	OK	—	—	—	【避難指示段階】 福間東中学校を開設、避難		
		2. 警戒区域														
		3. 浸水想定区域														
	若木台6	1. 特別警戒区域														
		2. 警戒区域	8													
		3. 浸水想定区域														
	津丸	1. 特別警戒区域	9													
		2. 警戒区域	10													
		3. 浸水想定区域														
	通り堂	1. 特別警戒区域	7													
		2. 警戒区域	15													
		3. 浸水想定区域														
	八並	1. 特別警戒区域	47													
		2. 警戒区域	99													
		3. 浸水想定区域														
福間	花見2	1. 特別警戒区域		51	福間南小学校	810	270	51	○	OK	—	—	—	地理条件により、避難時の安全性を確保するため、他の郷づくり地区の施設を利用 ※福間南小学校（収容可能人数：270人）		
		2. 警戒区域														
		3. 浸水想定区域	51													
	大和町1	1. 特別警戒区域	3	84	福間小学校	965	321	123	○	OK	—	—	—	【避難指示段階】 福間小学校を開設、避難		
		2. 警戒区域	5													
		3. 浸水想定区域														
	大和町2	1. 特別警戒区域														
		2. 警戒区域	9													
		3. 浸水想定区域														
	南町	1. 特別警戒区域														
		2. 警戒区域														
		3. 浸水想定区域	67													
	福間南	花見3	1. 特別警戒区域		413	福間南小学校	810	270	464	△	194	【別の部屋を利用する場合】 ・校舎棟 →不足分194人収容のため、教室8室が必要 194÷17＝11.41 教室1室当たり面積 75㎡×0.7＝52㎡ 教室1室当たり収容可能人数 52㎡÷3＝17人	【候補施設】 ・福間中学校 (収容可能人数:350人) →指定緊急避難場所から近いため、移動は容易	【避難指示段階】 福間南小学校を開設、避難 ↓ 【避難者数が収容可能人数の7割(189人)を超えた場合】 指定一般避難所である福間中学校を追加開設、避難	※福間中学校 (収容可能人数:350人)	
			2. 警戒区域													
			3. 浸水想定区域	8												
花見4		1. 特別警戒区域														
		2. 警戒区域														
		3. 浸水想定区域	211													
原町1		1. 特別警戒区域	8													
		2. 警戒区域	131													
		3. 浸水想定区域														
原町2		1. 特別警戒区域														
		2. 警戒区域	1													
		3. 浸水想定区域														
原町3		1. 特別警戒区域	2													
		2. 警戒区域	52													
		3. 浸水想定区域														
光陽台2		1. 特別警戒区域	2	39	福間小学校	965	321	39	○	OK	—	—	—	地理条件により、避難時の安全性を確保するため他の郷づくり地区の施設を利用	※福間小学校 (収容可能人数:321人)	
		2. 警戒区域	5													
		3. 浸水想定区域														
		光陽台3	1. 特別警戒区域													
			2. 警戒区域													8
			3. 浸水想定区域													
		四角	1. 特別警戒区域													15
			2. 警戒区域													7
			3. 浸水想定区域													2
上西郷	畦町 (西郷川以北)	1. 特別警戒区域	21	86	福間東中学校	952	317	—	—	—	—	—	—	地理条件により、避難時の安全性を確保するため他の郷づくり地区の施設を利用	※神興東小学校 (収容可能人数:280人)	
		2. 警戒区域	7													
		3. 浸水想定区域	12													
	内殿 (西郷川以北)	1. 特別警戒区域	0													
		2. 警戒区域	10													
		3. 浸水想定区域														
	上西郷 (西郷川以北)	1. 特別警戒区域	8													
		2. 警戒区域	17													
		3. 浸水想定区域	11													
	畦町 (西郷川以南)	2. 特別警戒区域	2	425	上西郷小学校	783	261	425	△	164	【別の部屋を利用する場合】 ・校舎棟 →不足分164人収容のため、教室10室が必要 164÷17＝9.64 教室1室当たり面積 75㎡×0.7＝52㎡ 教室1室当たり収容可能人数 52㎡÷3＝17人	【候補施設】 ・該当施設なし	し	【避難指示段階】 上西郷小学校を開設、避難 ↓ 【避難者数が収容可能人数の7割(182人)を超えた場合】 校舎棟の教室(10室)を追加開設、避難	※校舎棟の開設、避難所利用にあたっては、事前に学校との調整が必要	
		3. 警戒区域	58													
		4. 浸水想定区域	0													
		内殿 (西郷川以南)	1. 特別警戒区域													60
			2. 警戒区域													128
			3. 浸水想定区域													
上西郷 (西郷川以南)		1. 特別警戒区域	35													
		2. 警戒区域	22													
		3. 浸水想定区域														
舍利蔵		1. 特別警戒区域	8													
		2. 警戒区域	28													
		3. 浸水想定区域														
本木		1. 特別警戒区域	43													
		2. 警戒区域	41													
		3. 浸水想定区域														

4 地震発生時の避難計画の検討

4-1 想定避難者数の設定

想定避難者数は、地震に関する防災アセスメント調査報告書（令和 7 年 9 月）にて、地震直後に想定される避難者数を基に設定する。

各時間帯及び気象状況による避難者数の一覧は下記の通り。

表-4.1 時間帯・気象状況別の想定避難者数

時間帯・気象状況	想定避難者数
冬 5 時・強風	7,000 人
冬 5 時・平均風速	7,000 人
夏 12 時・強風	6,500 人
夏 12 時・平均風速	6,500 人
冬 18 時・強風	7,100 人
冬 18 時・平均風速	7,000 人

上記想定から、最も想定避難者数が多い「冬 18 時・強風」を本計画における想定環境として設定する。

地震に関する防災アセスメント調査報告書における想定避難者については、建物被害と断水人口、1 棟当たりの平均居住者数及び断水時生活困窮度により算出されており、その合計者数は、避難所避難者と避難所外避難者に内訳されている。発災当日の割合としては、60 : 40 となっていることから避難所避難者として想定される数は、「4,260 人」となる。この数値を、地震発生時の想定避難者数として設定する。

表-4.2 想定避難者数

時間帯・気象状況	避難所避難者	避難所外避難者
冬 18 時・強風	4,260 人	2,840 人

4-2 避難可能範囲の確認

地震直後は遠距離避難を避け、最寄りの安全な場所へ避難することを原則とする。津波の恐れがある場合のみ、ただちに高台や最寄りの公共施設の 2 階以上を緊急避難先として活用すること。

移動手段は徒歩を原則とするが、インフラ関係の被害状況や被災した場所に応じて車を用いての避難も考慮すること。ただし、車を利用した避難は、交通渋滞などが、救急救護活動の妨げになったことを教訓に、留意することが必要である。

5 地震発生時の避難計画

5-1 行政区別の想定避難者数

福津市の全人口から各行政区別に居住する市民の割合を算出し、その割合に基づき各行政区の想定避難者数を算出する。使用する人口データは、令和8年4月末現在の住民基本台帳に記載させているデータを使用する。

表-5.1 各行政区別の人口割合

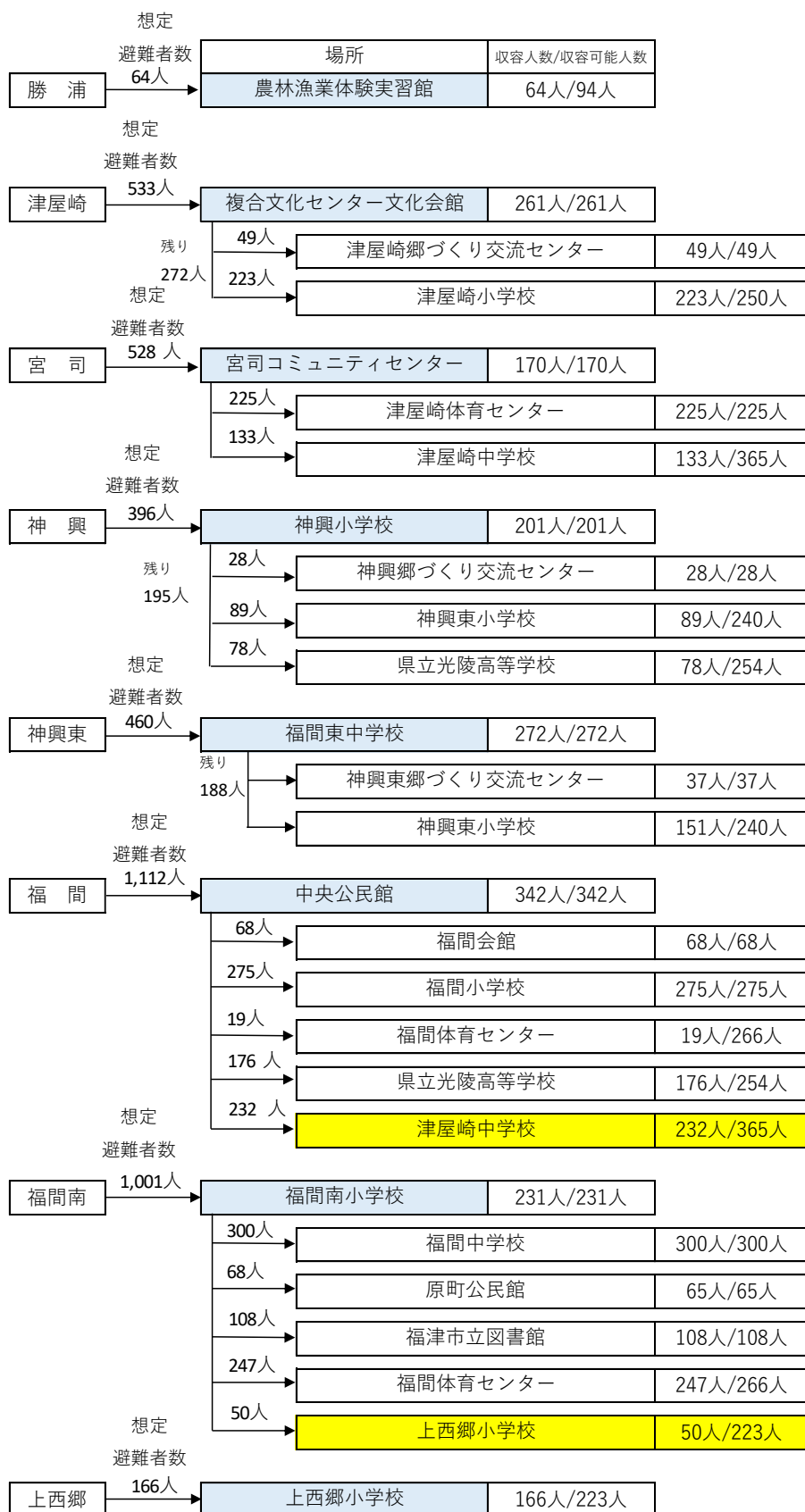
郷づくり地区	総人口	割合（地区人口／市人口）
福間	18,203 人	26.1%
福間南	16,357 人	23.5%
上西郷	2,695 人	3.9%
神興	6,488 人	9.3%
神興東	7,511 人	10.8%
勝浦	1,012 人	1.5%
津屋崎	8,731 人	12.5%
宮司	8,642 人	12.4%
合計	69,693 人	

表-5.2 各行政区別の想定避難者数

郷づくり地区	割合（地区人口／市人口）	想定避難者数	避難所避難者
福間	26.1%	1,853 人	1,112 人
福間南	23.5%	1,669 人	1,001 人
上西郷	3.9%	277 人	166 人
神興	9.3%	660 人	396 人
神興東	10.8%	767 人	460 人
勝浦	1.5%	106 人	64 人
津屋崎	12.5%	888 人	533 人
宮司	12.4%	880 人	528 人
合計		7,100 人	4,260 人

5-2 行政区別の避難先

地震発生時の避難計画について、郷づくり地区別の避難先フローを以下に示す。



※黄色ハッチングされている部分については、郷づくり地域内での避難収容施設が不足するため、地域外への避難を計画する。

6 津波発生時の避難計画

6-1 基本方針

福津市の津波避難は、次の方針に基づき実施する。

1. 住民等の迅速かつ主体的な避難を基本とする。
2. 津波警報等の発令がされた場合は、海岸、河口、低地から直ちに避難する。
3. 避難は原則として徒歩とし、やむを得ない場合を除き自動車使用は抑制する。
4. 可能な限り高台、避難施設等、より安全な場所へ避難する。
5. 避難誘導に従事する職員、消防団員、自主防災組織等の安全確保を徹底する。

6-2 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域及びこれに準ずる危険区域として、次の区域を指定する。

地域	地区
勝浦地域	勝浦浜、西東、勝浦松原、塩浜
津屋崎地域	渡
	梅津
	津屋崎 1 丁目
	津屋崎 3 丁目
	津屋崎 4 丁目
宮司地区	宮司浜 4 丁目
福間地域	西福間 3 丁目
	西福間 4 丁目
	花見が浜 3 丁目
	花見の里 3 丁目

6-3 避難指示等の判断と発令

気象庁が発表する津波警報等及び地域の状況を踏まえ、対象地域に対して避難指示等を発令する。発令地域については前項に掲げる対象地域を基準とする。なお、強い揺れ又は長時間の揺れを感じた場合は警報の発表を待たず自発的避難を基本とする。

その他、発令対象区域及び発令条件については、地域防災計画（4-10-1）に示されているとおり。

6-4 避難誘導

避難誘導は、消防本部、消防団、警察、自主防災組織、施設管理者等が連携して行う。

誘導に当たっては、「海岸から離れる」、「より高い場所へ向かう」、「戻らない」を原則とする。

6-5 避難誘導従事者の安全確保

避難誘導に従事する者は、自らの安全を最優先とする。

退避開始の基準時刻、退避命令の系統、使用車両等の装備を定める。

津波が切迫している場合は、戸別の呼びかけ等を中止し、自ら直ちに避難すること。

6-6 緊急避難場所

津波発生時の緊急避難場所は次のとおりとする。

地域	名称	所在地
勝浦地区	農林漁業体験実習館（あんずの里）	福津市勝浦 1 6 6 7 番地 1
津屋崎地区	複合文化センター文化会館 「カメラアホール」	福津市津屋崎 1 丁目 7 番 2 号
宮司地区	宮司コミュニティセンター	福津市宮司浜 2 丁目 1 5 番 1 号
福間地区	福間小学校	福津市西福間 2 丁目 4 番 1 号

新		旧
ページ	内容	内容
表紙	福津市避難計画(案) 令和 9 年 月 福 津 市	福津市避難計画 令和 6 年 4 月 福 津 市

目次	目次	目次
1. はじめに	1. はじめに	1. はじめに
1-1 はじめに..... 1	1-1 はじめに 1	1-1 はじめに 1
1-2 避難の流れと避難計画の範囲..... 1	1-2 避難の流れと避難計画の範囲..... 1	1-2 避難の流れと避難計画の範囲..... 1
2. 風水害時の避難計画の検討	2. 風水害時の避難計画の検討	2. 風水害時の避難計画の検討
2-1 避難計画の検討フロー..... 2	2-1 避難計画の検討フロー..... 2	2-1 避難計画の検討フロー..... 2
2-2 避難対象地域の設定..... 3	2-2 避難対象地域の設定..... 3	2-2 避難対象地域の設定..... 3
2-3 想定避難者数の設定..... 4	2-3 想定避難者数の設定..... 4	2-3 想定避難者数の設定..... 4
2-4 避難可能範囲の確認..... 9	2-4 避難可能範囲の確認..... 9	2-4 避難可能範囲の確認..... 9
3. 風水害時の避難計画	3. 風水害時の避難計画	3. 風水害時の避難計画
3-1 行政区別の避難先..... <u>10</u>	3-1 行政区別の避難先..... <u>11</u>	3-1 行政区別の避難先..... <u>11</u>
<u>4. 地震発生時の避難計画の検討.....13</u>		
<u>4-1 想定避難者の設定.....13</u>		
<u>4-2 避難可能範囲の設定.....13</u>		
<u>5. 地震発生時の避難計画.....14</u>		
<u>5-1 行政区別の想定避難者数.....14</u>		
<u>5-2 行政区別の避難先.....14</u>		
<u>6. 津波発生時の避難計画.....16</u>		
<u>6-1 基本方針.....16</u>		
<u>6-2 避難対象地域.....16</u>		
<u>6-3 避難指示等の判断と発令.....16</u>		
<u>6-4 避難誘導.....16</u>		
<u>6-5 避難誘導従事者の安全確保.....16</u>		

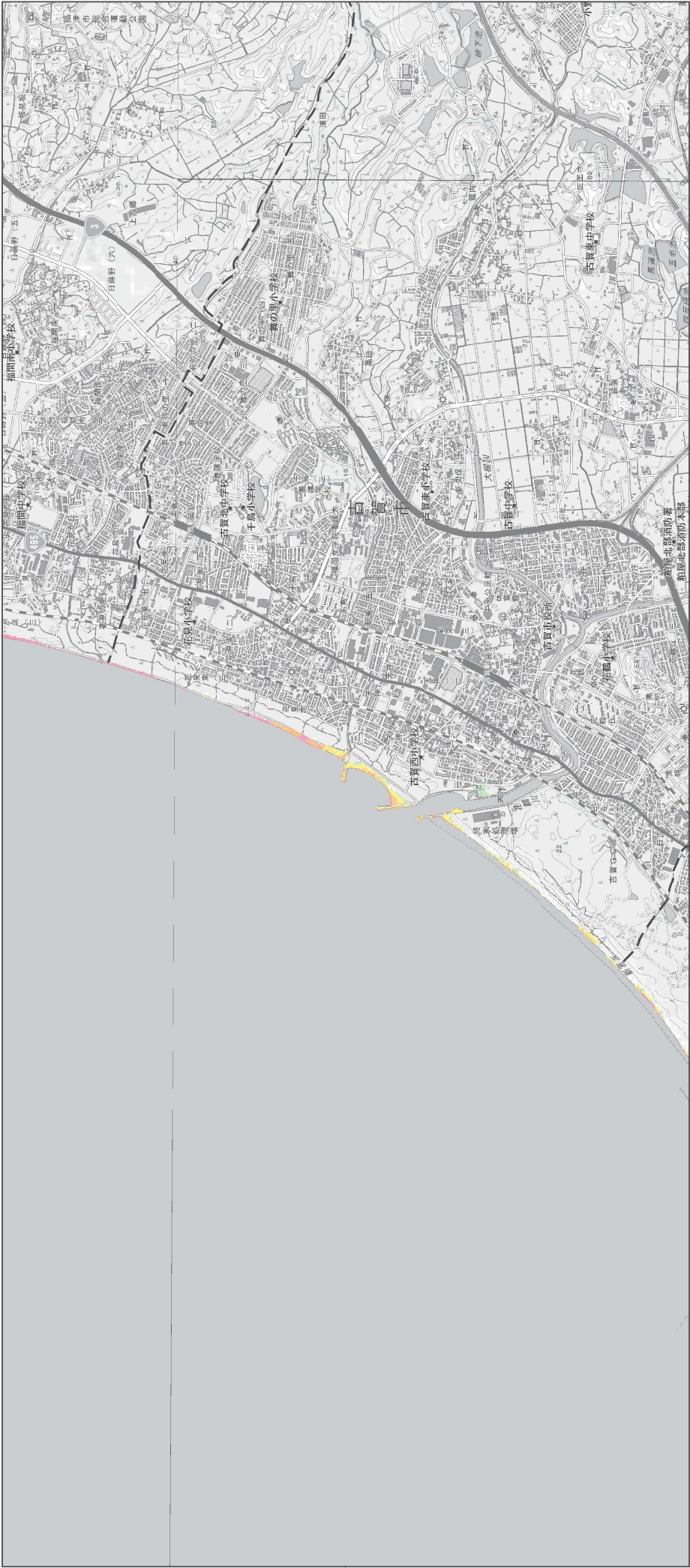
P1	1 はじめに 1－1 避難計画の位置付け 東日本大震災や紀伊半島豪雨災害では、大津波や記録的な豪雨により、大変多くの方が避難できず、また、避難した先で被害に遭われた方も少なくなく、住民が事前に災害の被害想定を知り、自ら避難方法を検討し、いかに早く避難することができるかということが重要であると再認識され、また、命を守る避難所の安全性が問われ、災害に強い防災拠点が必要であることが認識された。その後も能登半島地震、熊本地震、九州北部豪雨災害等の大規模災害が発生しており、これらの大規模災害を踏まえ、国においては災害対策基本法の改正、防災基本計画の見直しが行われている。 以上のことを踏まえ、本計画は、市内において各種災害の発生が予想されるときに、市民の生命及び身体の安全を確保するための避難所に安全に避難することができるよう、あらかじめ避難者数を想定し、避難先の検討を行ったものである。 1－2 避難の流れと避難計画の範囲 避難とは、市が発表する高齢者等避難や避難指示に従い、あらかじめ決められている指定一般避難所等へ避難を行うことである。 避難の流れについては、災害発生又はそのおそれがある場合に、市は災害対策本部等の設置、避難指示等を発令し、これらの情報や住民の判断に基づき、指定一般避難所等へ住民が避難することとなる。避難が長期化する場合には、指定避難所の運営が行われる。また、高齢者等避難により、住民が主体的に避難する自主避難が行われる場合も想定されるが、いずれも指定一般避難所等へ避難する行動がとられる。本計画の範囲は、住民の避難に関わる事項を対象としており、図-1.1に示す赤枠の範囲を直接的な対象とする。 図-1.1 避難の流れと避難計画の範囲	1 はじめに 1－1 避難計画の位置付け 東日本大震災や紀伊半島豪雨災害では、大津波や記録的な豪雨により、大変多くの方が避難できず、また、避難した先で被害に遭われた方も少なくなく、住民が事前に災害の被害想定を知り、自ら避難方法を検討し、いかに早く避難することができるかということが重要であると再認識され、また、命を守る避難所の安全性が問われ、災害に強い防災拠点が必要であることが認識された。その後も能登半島地震、伊豆大島、九州北部豪雨災害等の大規模災害が発生しており、これらの大規模災害を踏まえ、国においては災害対策基本法の改正、防災基本計画の見直しが行われている。 以上のことを踏まえ、本計画は、市内において洪水による浸水や土砂災害が予想されるときに、市民の生命及び身体の安全を確保するための避難所に安全に避難することができるよう、あらかじめ避難者数を想定し、避難先の検討を行ったものである。 1－2 避難の流れと避難計画の範囲 避難とは、市が発表する高齢者等避難や避難指示に従い、あらかじめ決められている指定一般避難所等へ避難を行うことである。 避難の流れについては、災害発生又はそのおそれがある場合に、市は災害対策本部等の設置、避難指示等を発令し、これらの情報や住民の判断に基づき、指定一般避難所等へ住民が避難することとなる。避難が長期化する場合には、指定避難所の運営が行われる。また、高齢者等避難により、住民が主体的に避難する自主避難が行われる場合も想定されるが、いずれも指定一般避難所等へ避難する行動がとられる。本計画の範囲は、住民の避難に関わる事項を対象としており、図-1.1に示す赤枠の範囲を直接的な対象とする。 図-1.1 風水害における避難の流れと避難計画の範囲
----	---	---

P14	4 地震発生時の避難計画の検討	(新設)
P15	5 地震発生時の避難計画	(新設)
P16	6 津波発生時の避難計画	(新設)

【参考資料】

福岡県津波浸水想定市町村別

『福津市』



〔留意事項〕

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凸凹や建築物の影響のほか、地震により発生する地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったたりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなることもあるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を图示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- この浸水想定図は、想定される複数の津波による最大の浸水域、浸水深を表したものです。
- 今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。

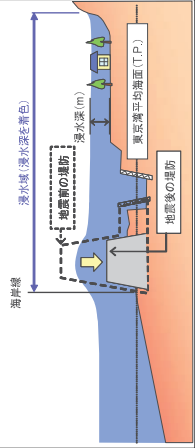
〔用語の解説〕

浸水想定について（図1参照）

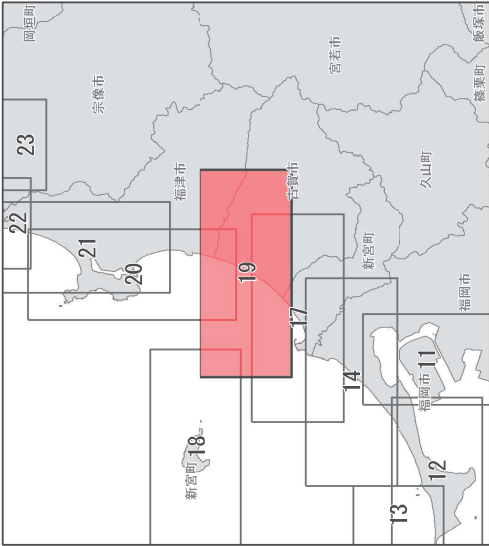
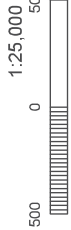
○浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

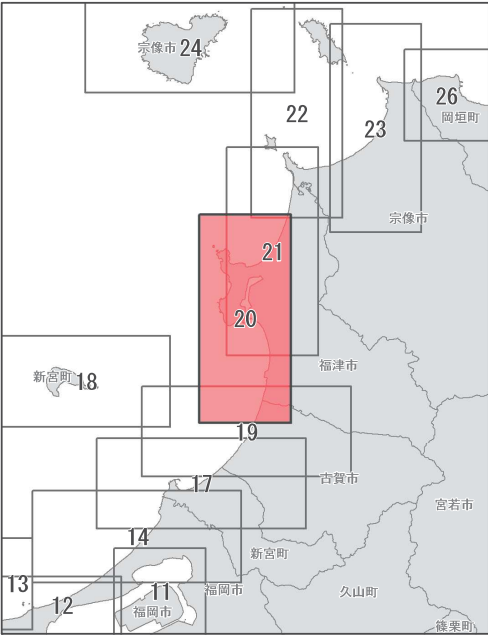
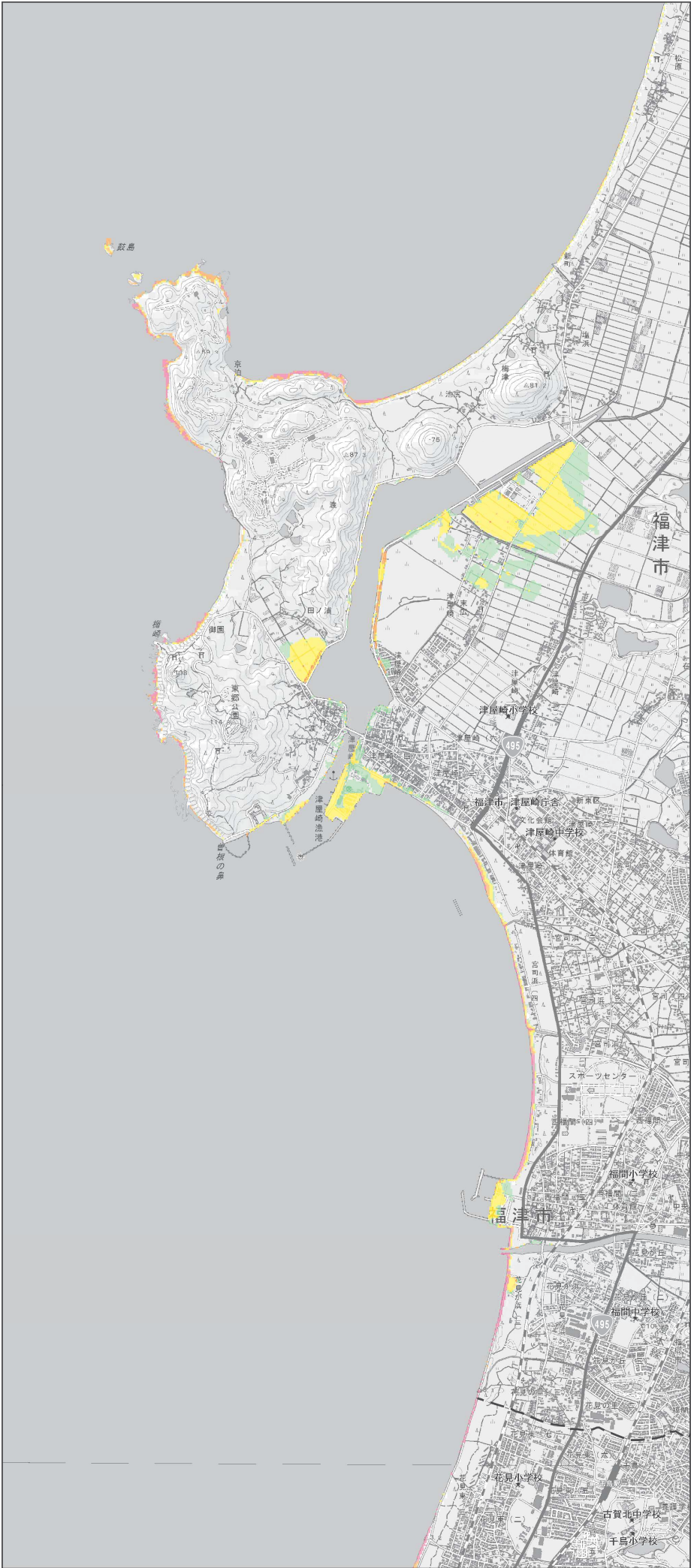
○浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

図1 浸水想定用語



凡例





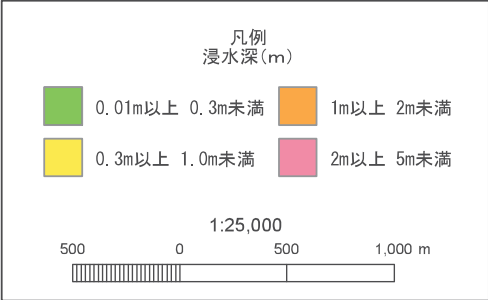
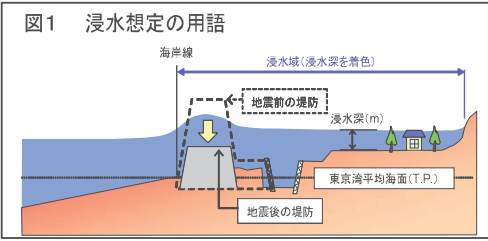
〔留意事項〕

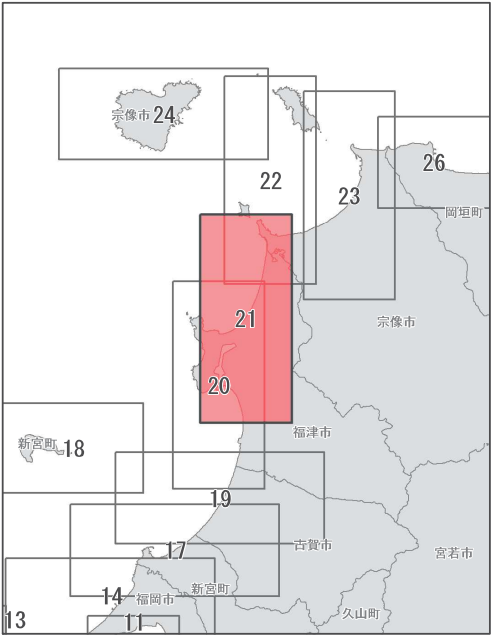
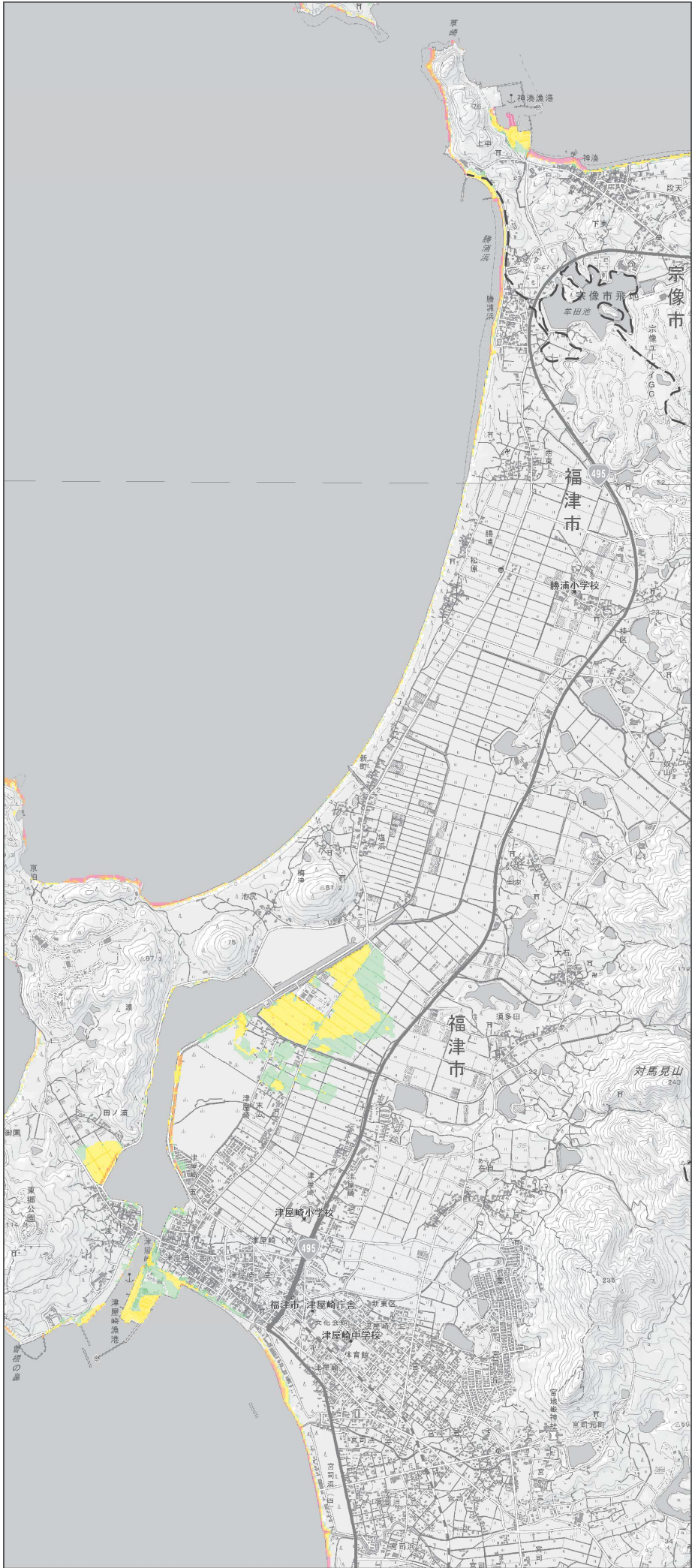
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凸凹や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなることもあるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- この浸水想定図は、想定される複数の津波による最大の浸水域、浸水深を表したものです。
- 今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。

〔用語の解説〕

浸水想定について（図1参照）

- 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ





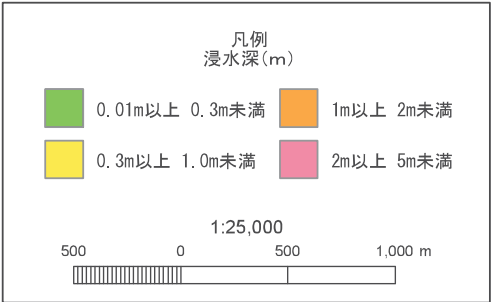
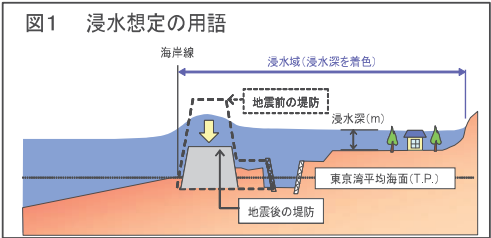
〔留意事項〕

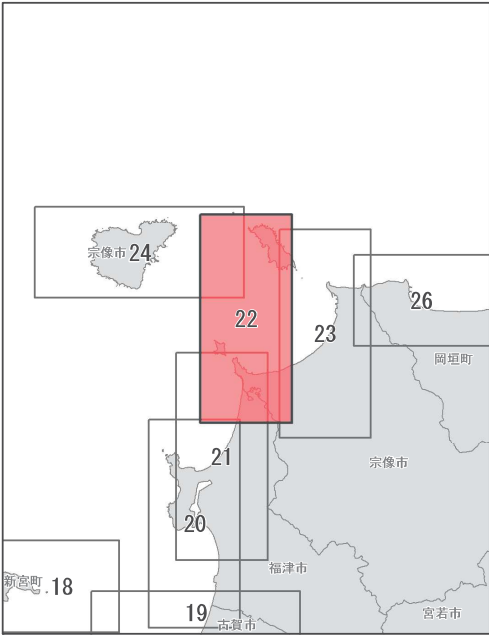
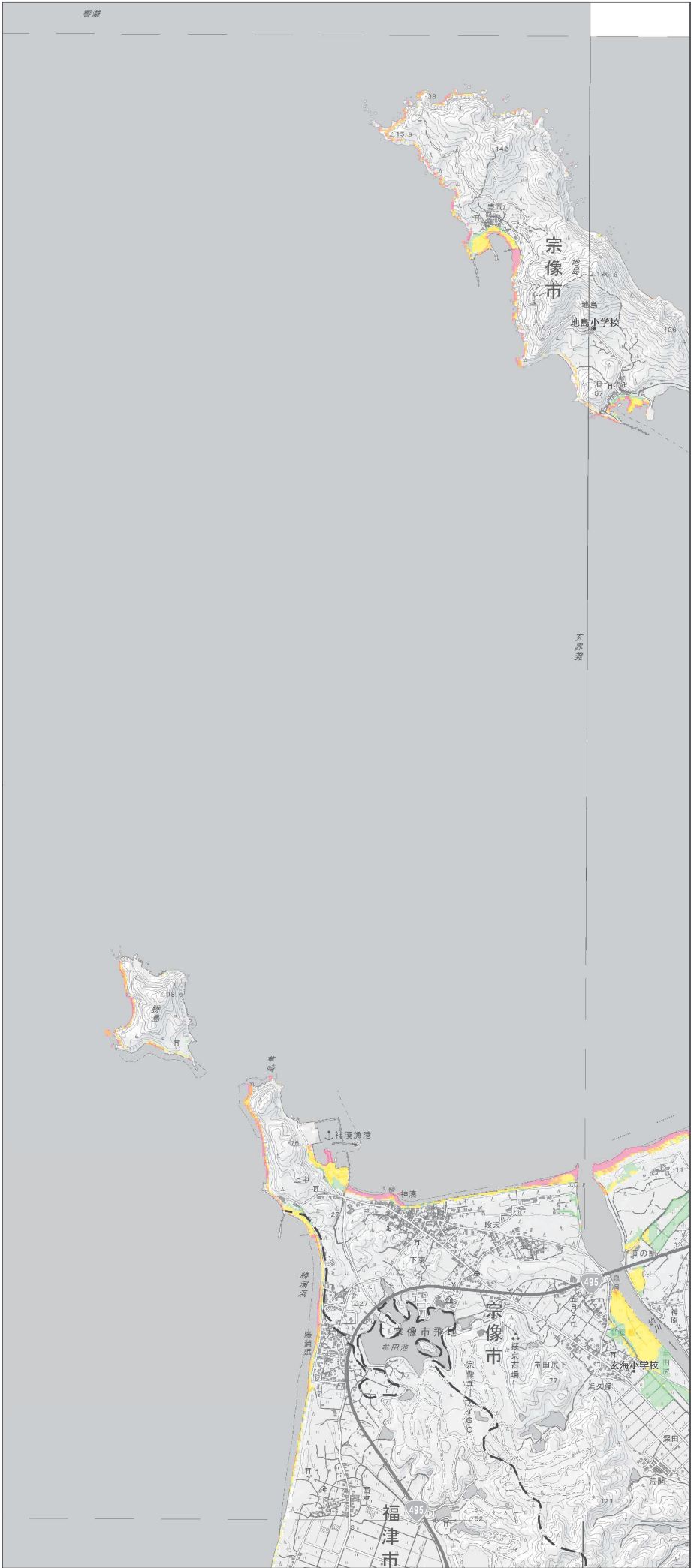
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凸凹や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなることもあるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を图示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- この浸水想定図は、想定される複数の津波による最大の浸水域、浸水深を表したものです。
- 今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。

〔用語の解説〕

浸水想定について（図1参照）

- 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ





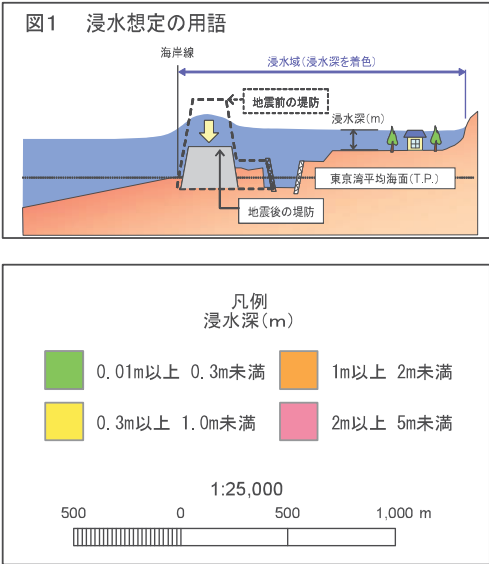
〔留意事項〕

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凸凹や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなることもあるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- この浸水想定図は、想定される複数の津波による最大の浸水域、浸水深を表したものです。
- 今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。

〔用語の解説〕

浸水想定について（図1参照）

- 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



第10節 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 避難指示等の発令	●			総務班 、 関係各班 、 消防班
第2 警戒区域の設定	●			総務班 、 建設班 、 生活環境班 、 消防班
第3 避難誘導	●			市民班 、 保健福祉班 、 文教班 、 消防班
第4 広域避難、広域一時滞在	●			総務班
第5 指定一般避難所の開設	●			総務班 、 市民班 、 避難所応援職員
第6 指定一般避難所の運営		●		市民班 、 避難所応援職員 、 文教班
第7 帰宅困難者対策（旅行者、滞在者の安全確保）	●			生活環境班 、 JR九州

※ 避難対策に当たっては、宗像地区消防本部等の関係機関と連携して行う。

災害が発生し、または発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置（以下、「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難指示等の発令

■津波災害における発令基準

(1) 発令対象区域

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

- ① 津波注意報：漁業従事者、沿岸の漁港施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域
- ② 津波警報及び大津波警報：「津波に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月・福岡県）」において、津波（朔望平均満潮位）によって浸水が想定される地域

※ 基本的な区分は以上のとおりであるが、津波は局所的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える高さの津波が到達する可能性があることから、発令対象区域がこれらの区域より広範囲になる場合もある。

(2) 発令基準（津波災害）

発令内容	発令条件
避難指示	①～②のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。 ① 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 （ただし、発令の対象区域が異なる） ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

その他は、第3章第10節第1 避難指示等の発令を参照。